

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市若松区響町一丁目79番地1

氏 名 株式会社 NRS

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 中山 卓

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久

許 可 の 年 月 日 令和 2年 7月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 6月 30日



## 1 事業の範囲

### 事業の区分

中間処理業 (破碎、圧縮、選別)

### 産業廃棄物の種類

- 破 碎 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、  
鋳さい、がれき類  
以上9種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 圧 縮 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、繊維くず  
以上3種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 選 別 廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む。)、がれき類、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。)  
以上8種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

## 3 許可の条件

混合圧縮物は、焼成、焼却または溶融処理を行う産業廃棄物処分業許可業者へ搬出すること。

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 7月 1日	新規許可	平成25年 7月 1日	更新許可
平成26年 9月10日	変更許可	令和 2年 7月 1日	更新許可
令和 2年10月30日	変更許可		

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

## 2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(廃石膏ボード又は廃石膏型に限る。) 以上1種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目79番1

設置年月日：平成24年6月1日(令和5年5月18日 変更届による能力変更)

処理能力：1日あたり253トン(24時間)

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目79番1

設置年月日：平成28年12月12日

処理能力：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
1日あたり 120トン(8時間)  
がれき類 1日あたり 176トン(8時間)

許可年月日：平成28年11月29日

許可番号：第567号

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず  
以上6種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目79番1

設置年月日：平成29年10月20日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり 339トン(8時間)  
紙くず 1日あたり 290トン(8時間)  
木くず 1日あたり 533トン(8時間)  
繊維くず 1日あたり 116トン(8時間)  
ゴムくず 1日あたり 504トン(8時間)  
金属くず 1日あたり 1095トン(8時間)

許可年月日：平成29年10月13日

許可番号：第577-1号、第577-2号

施設の種類：圧縮施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目79番1

設置年月日：平成26年9月10日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり 315トン(8時間)  
紙くず 1日あたり 378トン(8時間)  
繊維くず 1日あたり 151トン(8時間)

施設の種類：選別施設（A1制御選別ロボットを含む機械選別施設）

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
以上8種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目79番1

設置年月日：令和2年10月30日

処理能力：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
以上8種類の合計 1日あたり 967立方メートル（24時間）

施設の種類：破碎施設（令和6年1月26日 変更届による施設追加）

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉦さい、がれき類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目79番1

設置年月日：令和5年12月26日

処理能力	廃プラスチック類	1日あたり	30.5トン（8時間）
	紙くず	1日あたり	4.7トン（8時間）
	木くず	1日あたり	44.3トン（8時間）
	繊維くず	1日あたり	27.3トン（8時間）
	ゴムくず	1日あたり	22.7トン（8時間）
	金属くず	1日あたり	70.7トン（8時間）
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1日あたり	105トン（8時間）
	鉦さい	1日あたり	301トン（8時間）
	がれき類	1日あたり	169トン（8時間）

許可年月日：令和5年10月3日

許可番号：第618-1号、第618-2号

以下余白

